

# 税務部監査結果報告書

## 定期監査

### 1 監査の対象及び範囲

税務部の所管に属する平成30年4月1日から平成31年2月28日までに執行された財務に関する事務

### 2 監査実施の期間

平成31年4月10日から令和元年6月26日まで

### 3 監査の方法

監査は、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

### 4 財務監査項目

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務

### 5 監査の主な着眼点

- (1) 収入、支出に係る事務が適切に執行されているか。
- (2) 補助金等の交付は適切に執行されているか。
- (3) 契約事務が適正に執行されているか。
- (4) 財産管理に関する事務が適切に執行されているか。
- (5) 事務事業の内部統制が図られているか。
- (6) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (7) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

## 6 財務監査の結果

監査の結果、次に述べる事項について適正な措置を講じられたい。

なお、予算流用措置については、やむを得ないものと認められた。

### (1) 予算の執行に関する事務

専決規程によれば、合議の指定の有無にかかわらず、市長又は副市長の決裁を要するもののうち、財務に関する事項は財政部長に合議することと規定されている。しかし、横須賀市市税納付推進センター業務委託に係る予算執行伺において、財政部長に合議していなかったため適正な事務処理となっていなかった。

なお、平成31年4月1日付けの専決規程改正により取扱いが変更となり、現在は財政部長合議は不要となっている。

(納税課)

### (2) 契約に関する事務

市税期別催告書の作成に係る契約について、契約規則に基づき契約の履行に必要な要件として見積書に記載された納入期限が平成30年9月21日であるにもかかわらず、請求書に記載された検査印の納入日は同年10月3日であったため、納入期限を確認するなど、今後は契約の適正な履行を確保するため必要な事務処理を行われたい。

(納税課)